

共通仕様書【業務委託編Ⅱ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 【Ⅱ】-P28</p> <p>○守秘義務の遵守にあたり、取り扱う情報の具体的な管理手段を追加</p>	<p>第1130条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1130条 守秘義務</p> <p>(中略)</p> <p>5. 取り扱う情報は、_____当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製_____しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、_____発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>(中略)</p>
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 【Ⅱ】-P31</p> <p>○暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置を追加</p>	<p>第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> <u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>設計業務等 共通仕様書 第1編 共通編 第2章 設計業務等一般 【Ⅱ】-P35</p> <p>○「公共工事等における新技術活用システム」実施要領の改定に伴い追加</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>(中略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行うものとする。</u></p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>(中略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用_____</p> <p>_____するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、<u>新技術情報提供システム（NETIS）等</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用_____</p> <p>_____するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>(中略)</p>

共通仕様書【業務委託編Ⅱ】 新旧対照表

改正内容	新（平成26年10月1日）	旧（平成25年10月1日）
<p>地質調査業務 共通仕様書 第1編 一般調査 第1章 総則 【Ⅱ】-P502</p> <p>○暴力団員 等による不 当介入を受 けた場合の 措置を追加</p>	<p>第140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>